

キューバ共和国

2022年10月25日

牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰  
同 辻 晃平  
同 坂本慎之介

&lt;元となった調査報告書の作成者&gt;

調査日	2022年10月25日
法律事務所	Specialized Law Office (BES)
担当弁護士	Tamara Gonzalez Martin. Lawyer/Deputy Director
連絡先	<a href="mailto:tamara.gonzalez@bes.onbc.cu">tamara.gonzalez@bes.onbc.cu</a>

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <p>※個人情報の保護に関する法律第149号が成立しており、2023年2月下旬に施行される予定である。</p> <p>■個人情報の保護に関する法律第149号（未施行）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- URL：<a href="https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2022-o90_0.pdf">https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2022-o90_0.pdf</a></li><li>- 施行状況：2023年2月下旬施行予定</li><li>- 対象機関：公的部門及び民間部門</li><li>- 対象情報：性別、年齢、画像、声、性別、身元、性同一性、性的指向、肌の色、民族性、国籍および領土的出自、移住条件および分類、障害の状態、宗教的信念、所属政治団体、婚姻に関する地位、住所、医療または健康データ、経済財政、学術および訓練、職業及び雇用、司法および行政に関する個人データ並びに記録、ファイル、アーカイブ、データベースから編集された特定の個人の識別につながる可能性のあるこれらのデータに関連する情報</li></ul> <p>■ 情報保護及びセキュリティに関する政令</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- URL：<a href="https://www.gacetaoficial.gob.cu/es/gaceta-oficial-no078-ordinaria-de-1999">https://www.gacetaoficial.gob.cu/es/gaceta-oficial-no078-ordinaria-de-1999</a></li><li>- 施行状況：2000年5月30日施行</li><li>- 対象機関：公的部門</li><li>- 対象情報：国の領域内の組織、機関、団体、その他の自然人または法</li></ul>
------------------	--

	<p>人、または海外におけるキューバの代表者が保有する情報のうち、直接的または間接的に、国の活動を反映するデータまたは知識を提供することができるもの、または国によって認められたもので、かつ、視覚、聴覚、または触覚によって知覚できる方法によって知ることができるもの</p> <p>個別の分野に適用される法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ マネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止のための業務の防止及び探知に関する法令317/2013 <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL : <a href="https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/go_x_008_2014.pdf">https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/go_x_008_2014.pdf</a></li> <li>- 施行状況：2013年12月7日施行（2018年9月14日に改正）</li> <li>- 対象機関：金融機関、法律専門家、不動産業者等</li> <li>- 対象情報：金融業務調査総局に送付された疑義のある取引報告書または関連情報</li> </ul> </li> <li>■ 電子形式の個人データの安全性及び保護に関する規則（決議58/2022） <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL : <a href="https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2022-o90_0.pdf">https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2022-o90_0.pdf</a></li> <li>- 施行状況：2023年2月下旬施行予定</li> <li>- 対象機関：電気通信及び情報通信技術についての公共サービスの実施者及び提供者</li> <li>- 対象情報：電子形式の個人データ</li> </ul> </li> </ul>																
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>																
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="448 1541 1442 1939"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。																
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。																
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。																
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。																
⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。																
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。																
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。																

その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

- 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの  
ー
- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの  
ーマネーロンダリング、テロ資金調達、武器の拡散及び不正資本の移動の防止のための業務の防止及び探知に関する法令317/2013の対象団体は、マネーロンダリング、テロリズムへの資金提供、武器の拡散、その他同様の深刻な事象に関する疑わしい業務を報告し、キューバ中央銀行金融業務調査総局が要求する情報を提供する義務を負っている。

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)